令和 　　年　　月　　日

保護者 様

　　新潟県立柏崎特別支援学校長

**学校感染症による出席停止について（お知らせ）**

お子さんがかかっている（と思われる）下記の病気は学校保健安全法により、学校における感染症として指定されています。他の児童生徒にうつるおそれのある期間は、出席停止となり登校できません。

必ず医師の診断を受け、医師から登校しても良いと言われたら、下記「登校許可証」を記入してもらい、登校してください。　（出席停止の期間は、欠席になりません。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 病名又は状況（該当を□で示す） | 出席停止の期間の基準 |
| 第１種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、　ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1）~~新型コロナウイルス感染症~~ | 治癒するまで※新型コロナウイルス感症は登校許可証不要 |
| 第２種 | ~~インフルエンザ~~ | 発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで※登校許可証は不要。療養解除届を提出 |
| 百日ぜき | 特有のが消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまでせき |
| 麻しんましん | 解熱した後３日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、下腺又は舌下腺の腫が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 風しんふうしん | 発しんが消失するまで |
| 水痘 | すべての発がかひ化するまで |
| 咽頭いんとう結膜熱 | 主要症状が消失した後２日を経過するまで |
| 結核 | 感染のおそれがなくなるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 感染のおそれがなくなるまで |
| 第３種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症　・溶連菌感染症　 ・（　　　　 　　　　） | 感染のおそれがなくなるまで |

---------------------------------（切り離さないこと）------------------------------------

**登校（授業）許可証登　校　許　可　証**

新潟県立柏崎特別支援学校長　様

　　　　　　　　部　　　　年　氏名

上記の疾病については、他の児童生徒に感染するおそれがなくなったため、登校を許可します。

1. 診断日 　　 年　　 月　　 日
2. 登校可能日 　　 年　　 月　　 日から

　　令和　　年　　月　　日

医療機関・医師氏名